

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和4年4月22日(2022.4.22)

【公開番号】特開2020-177107(P2020-177107A)

【公開日】令和2年10月29日(2020.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2020-044

【出願番号】特願2019-78736(P2019-78736)

【国際特許分類】

G 03 G 15/20(2006.01)

10

【F I】

G 03 G 15/20 505

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月14日(2022.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回転可能な無端状のベルトと、

前記ベルトの内周側に設けられ、前記ベルトを加熱するヒータと、

前記ベルトに当接することでニップ部を形成する回転体と、

前記ベルトと前記回転体とは、前記ニップ部でトナーを担持した記録材を挟持搬送し、

記録材に熱と圧力を与えることで、トナー像を記録材に定着し、

前記ヒータを保持する保持部材と、

前記ヒータ及び前記保持部材の端部に装着されることで前記ヒータに電流を供給するコネクタと、

前記コネクタは、前記ベルトの回転軸線方向に移動させることで前記ヒータ及び前記保持部材に着脱可能であり、

前記コネクタと前記保持部材にそれぞれ係合する固定部材と、を備え、

前記固定部材は、前記回転軸線方向と交差する方向に移動させることで前記コネクタ及び前記保持部材に着脱可能であり、

前記固定部材は、前記コネクタが前記ヒータ及び前記保持部材に装着された状態で装着でき、

前記コネクタは、前記固定部材が前記ヒータ及び前記保持部材から取り外された状態で取り外し可能である、

ことを特徴とする定着装置。

30

【請求項2】

前記保持部材は、第1被係合部を有し、

前記コネクタは、第2被係合部を有し、

前記固定部材は、前記保持部材の前記第1被係合部に係合すると共に、前記コネクタの装着方向を第1方向とし、前記第1方向の反対方向への前記固定部材の移動を規制する第1係合部と、前記コネクタの前記第2被係合部に係合すると共に、前記第1方向の反対方向への前記コネクタの移動を規制する第2係合部と、を有する、

ことを特徴とする請求項1に記載の定着装置。

40

【請求項3】

前記保持部材の前記第1被係合部は、前記固定部材が装着される方向を第2方向とし、

50

前記第2方向の反対方向に、前記コネクタよりも突出した凸部であり、
前記固定部材の前記第1係合部は、前記凸部が係合する凹部である、
ことを特徴とする請求項2に記載の定着装置。

【請求項4】

前記保持部材は、前記固定部材の前記凹部が前記保持部材の前記凸部に係合することにより、前記第1方向及び前記第2方向に直交する方向への前記固定部材の移動を規制する
ことを特徴とする請求項3に記載の定着装置。

【請求項5】

前記コネクタの前記第2被係合部は、前記第1方向の反対方向に関して、前記コネクタの端部であり、
前記固定部材の前記第2係合部は、前記端部に対して前記第1方向に対向する対向部である、
ことを特徴とする請求項2乃至4のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項6】

前記ベルトの前記回転軸線方向の端部を回転可能に支持する支持部材を備え、
前記支持部材は、第3係合部を有し、
前記コネクタは、前記支持部材の前記第3係合部が係合すると共に、前記コネクタの装着方向を第1方向とし、前記第1方向の反対方向への前記コネクタの移動を規制する第3被係合部を有する、
ことを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の定着装置。

10

20

30

40

前記ベルトの前記回転軸線方向の端部を回転可能に支持する支持部材を備え、
前記コネクタは、第4被係合部を有し、
前記固定部材は、前記コネクタの前記第4被係合部に係合すると共に、前記固定部材が装着される方向を第2方向とし、前記第2方向の反対方向への前記固定部材の移動を規制する第4係合部を有する、
ことを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項8】

前記ベルトの前記回転軸線方向の端部を回転可能に支持する支持部材を備え、
前記支持部材は、第3係合部を有し、
前記コネクタは、第4被係合部と、前記支持部材の前記第3係合部が係合すると共に、前記コネクタの装着方向を第1方向とし、前記第1方向の反対方向への前記コネクタの移動を規制する第3被係合部と、弾性変形可能なアーム部と、を有し、
前記固定部材は、前記コネクタの前記第4被係合部に係合すると共に、前記固定部材が装着される方向を第2方向とし、前記第2方向の反対方向への前記固定部材の移動を規制する第4係合部を有し、
前記コネクタの前記第3被係合部及び前記第4被係合部は、前記アーム部に形成されている、
ことを特徴とする請求項1又は2に記載の定着装置。

【請求項9】

前記固定部材は、前記コネクタの前記アーム部に当接すると共に、前記第2方向への前記固定部材の移動を規制する第5係合部を有する、
ことを特徴とする請求項8に記載の定着装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

50

本発明の定着装置は、回転可能な無端状のベルトと、前記ベルトの内周側に設けられ、前記ベルトを加熱するヒータと、前記ベルトに当接することでニップ部を形成する回転体と、前記ベルトと前記回転体とは、前記ニップ部でトナーを担持した記録材を挟持搬送し、記録材に熱と圧力を与えることで、トナー像を記録材に定着し、前記ヒータを保持する保持部材と、前記ヒータ及び前記保持部材の端部に装着されることで前記ヒータに電流を供給するコネクタと、前記コネクタは、前記ベルトの回転軸線方向に移動させることで前記ヒータ及び前記保持部材に着脱可能であり、前記コネクタと前記保持部材にそれぞれ係合する固定部材と、を備え、前記固定部材は、前記回転軸線方向と交差する方向に移動させることで前記コネクタ及び前記保持部材に着脱可能であり、前記固定部材は、前記コネクタが前記ヒータ及び前記保持部材に装着された状態で装着でき、前記コネクタは、前記固定部材が前記ヒータ及び前記保持部材から取り外された状態で取り外し可能であることを特徴とする。

10

20

30

40

50